

高槻市教育委員会の後援名義に係る申込等について Q&A

	質問	回答
1	個人が行う活動について、後援の申込みはできますか？	「高槻市教育委員会の後援の名義使用に係る事務処理要綱」（以下、「要綱」という）第2条に記載のとおり、団体の行う事業が対象となるため、個人のお申込みは受け付けていません。
2	「後援名義使用申込書」の申込者名には、団体印及び代表者印の押印は必要ですか？	団体印及び代表者印は必ずしも必要ではありません。
3	オンラインでの開催を予定している事業について、後援の申込みはできますか？	オンライン開催による事業については、原則後援できません。 ただし、高槻市民の参加の割合が高く、かつ高槻市教育委員会の後援名義を必要とする理由が明瞭である場合は、後援を承認する場合があります。
4	要綱第4条第1項第2号に明記されている、「カ 営利を目的としないこと」について、具体的な内容を教えてください。	主に、 ・収入が支出を上回らない事業 ・塾や習い事の体験教室・講座（有料教室への勧誘や同教室等の会員となることを前提とする取組み等）以外のもの ・主催団体または事業の講師等の顧客や今後の営利につながる可能性のないものが考えられます。
5	要綱第5条に明記されている書類全てを提出する必要がありますか？	申込みの都度、全ての書類を提出してください。 ※「(1)賞状交付申込書」は賞状交付を申し込まれる場合のみ
6	要綱第5条に、提出書類が明記されているが、「(3)事業計画書」及び「(4)事業予算書」は定められた様式がありますか？	(3)事業計画書及び(4)事業予算書は、様式不問のため、貴団体が作成されたものを提出してください。

	質問	回答
7	要綱第5条に明記されている、「(5)事業の直近の実施内容を証する書類」とは、具体的にどのような書類ですか？	<p>以下①または②にてご対応をお願いします。</p> <p>①初めて申込みを行う事業の場合</p> <p>a. 申込事業が継続して3回以上実施していること分かる資料（チラシ、パンフレット等）</p> <p>b. 申込団体の活動実績が分かる資料（様式不問）</p> <p>②過去（3年以内）に高槻市教育委員会の後援承認を受けた事業の場合</p> <p>a. 前回後援が承認された事業に関する資料（チラシ、パンフレット等）</p>
8	賞状交付の申込みも行う場合、どのような書類を提出すればよいですか？	賞状交付申込書（様式第2号）及び賞状の見本（案）を提出してください。
9	天候不良により、やむを得ず事業を中止、又は日程変更した場合、事前に教育長に届出を行い、その承認を受けることが困難ですが、どのように対応すれば良いですか？	<p>天候不良や災害等により、やむを得ず事業が中止となった場合は、後援名義使用承認実績報告書にその旨を記載し、担当課に提出してください。</p> <p>また、天候不良や災害等により、日程や会場等を変更された場合は、速やかに担当課に届出を行ってください。</p> <p>なお、天候不良や災害等の発生を起因としない理由で、事前に事業を中止、または、内容の変更を決定された場合は、事前に担当課に届出を行ってください。</p> <p>※届出の様式は不問です。</p>
10	要綱第9条に定める「後援名義使用承認事業実績報告書」は、次回の実施事業に係る後援申込と同時に提出することはできますか？	<p>「後援名義使用承認事業実績報告書」は、承認事業の終了後速やかに提出してください。</p> <p>やむを得ず、次回実施事業に係る後援申込みと同時に提出される場合は、後援名義使用承認事業実績報告書の確認が完了した後に、次回の実施事業に係る後援申込書類を確認・審査いたします。</p> <p>したがって、当該後援申込みの審査に平常よりもお時間をいただく場合があります。</p>